

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）

日時：令和2年5月26日（火）

午後4時～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）国の緊急事態宣言の解除について（資料1）

（2）感染状況等について（資料2）

（3）新型コロナウイルス感染症対策について（資料3）

（4）その他（資料4）

3 知事指示

4 閉 会

国の緊急事態宣言の解除について

令和 2 年 5 月 26 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 緊急事態宣言の解除

21日の大阪府などの3団体につづき、25日には北海道、東京都など5団体の緊急事態宣言が解除され、すべての都道府県で緊急事態が解除。

国は、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとの考えのもと、県をまたぐ移動やイベントの開催等について、概ね3週間ごとに制限を緩和。

2 社会経済活動の制限の段階的な緩和

		県をまたぐ移動		イベントの開催 (※屋内は収容人数の50%又は 人数上限のいずれか小さい方 を限度。屋外にあっては十分 な間隔(できれば2m)を確保)
			県をまたぐ観光	
移行期間	ステップ① 5/25～5/31	×		屋内:100人 屋外:200人
	ステップ① 6/1～6/18	△ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との間の不要不急の移動は慎重に検討	△ 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保	
	ステップ② 6/19～7/9	○	△ 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保	屋内・屋外:1,000人
	ステップ③ 7/10～7/31			屋内・屋外:5,000人
期間後	8/1～		○	屋内:収容人数の50% 屋外:上限なし

3 再度の宣言

感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められる場合には、緊急事態宣言について迅速に対応（直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえ総合的に判断）

感 染 状 況 等 に つ い て

令和 2 年 5 月 2 6 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感 染 の 状 況

県内の発生状況（5月25日現在）

16人 男 10人
 女 6人

退院者 16 人
 入院者 0 人
 ※入院中に重篤・重症となった者はいない

緊急事態宣言 4/7 → 4/16 全国に拡大（5/14 本県解除）（単位：人）

	～ 3/29	3/30 ～4/5	4/6 ～12	4/13 ～19	4/20 ～26	4/27 ～5/3	5/4 ～10	5/11 ～17	5/18 ～25	合計
陽性者数	4	7	4	1	－	－	－	－	－	16

※陽性者の傾向：渡航歴あり 1 名、県外感染疑 10 名、濃厚接触者 5 名、経路不明等 0 名

2 検 査 の 状 況

PCR 検査件数の推移

緊急事態宣言 4/7 → 4/16 全国に拡大（5/14 本県解除）（単位：件）

	～ 3/29	3/30 ～4/5	4/6 ～12	4/13 ～19	4/20 ～26	4/27 ～5/3	5/4 ～10	5/11 ～17	5/18 ～24	合計
検査件数	238	179	136	181	82	43	28	23	17	927

3 相 談 の 状 況

「あきた帰国者・接触者相談センター」の相談件数

緊急事態宣言 4/7 → 4/16 全国に拡大（5/14 本県解除）（単位：人）

	～ 3/29	3/30 ～4/5	4/6 ～12	4/13 ～19	4/20 ～26	4/27 ～5/3	5/4 ～10	5/11 ～17	5/18 ～24	合計
相談件数	1,841	1,201	948	1,052	935	704	627	503	409	8,220

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に つ い て

令和 2 年 5 月 2 6 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■ 感染拡大防止に向けたお願い

1 開始期間

令和2年6月1日（月）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

（1）県外との往来の自粛

- 県外との往来の自粛については、5月31日で終了します。ただし、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、6月18日まで真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いします。

※ 転入された方、長期の出張や旅行帰りなどで県外から戻られた方の2週間程度の外出の自粛依頼についても、5月31日で終了します。

なお、発熱や軽度であっても咳・のどの痛みなどの症状がある場合は、速やかに「あきた帰国者・接触者相談センター」に相談するようお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 観光に関しては、6月18日までは県内観光にとどめ、19日からは県をまたぐ観光も感染状況に注意しながら行っても差し支えないものとします。
 なお、観光地においては人と人との間隔を確保するようにお願いします。

<外出自粛の段階的緩和>

時 期		外出自粛	
		県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
移行期間	ステップ① ～5月31日（日）	×	×
	ステップ② 6月1日（月） ～ 6月18日（木）	△ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、真にやむを得ない場合を除き、避ける	観光振興は県内で
	ステップ③ 6月19日（金） ～ 7月9日（木）	○	△ 県をまたぐ観光振興は徐々に
	ステップ④ 7月10日（金） ～ 7月31日（金）		
移行期間後	感染状況を見つつ、 8月1日（土） を目途		○

■ 感染拡大防止に向けたお願い

(2) イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により段階的に開催するよう、御協力をお願いします。

＜イベント等開催の段階的緩和＞

時 期		コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
					全国的・広域的	地域の行事
移行期間	ステップ① ～6月18日(木)	○ 屋内100人又は50% (屋外200人)	○ 屋内、屋外100人又は50%	×	×	△ 100人又は50% (屋外200人)
	ステップ② 6月19日(金) ～ 7月9日(木)	○ 屋内、屋外1,000人 又は50%	○ 屋内、屋外1,000人 又は50%	○ 無観客(ネット中継等)		○
	ステップ③ 7月10日(金) ～ 7月31日(金)	○ 屋内、屋外5,000人 又は50%	○ 屋内、屋外5,000人 又は50%	○ 屋内、屋外5,000人 又は50%		
移行期間後	感染状況を見つ、 8月1日(土) を目途	○ 屋内50%	○ 屋内50%	○ 屋内50%	△ 十分な間隔 (できれば2m)	○
留意点	密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意(ステップ③から、密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応)		入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応		観客の有無に関わらず、感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	
		感染状況を踏まえて、判断		特定地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可		

※6月19日以後においては、主催者はイベントの出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理(例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避)を行うこと。

(注)屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔(できれば2m)を確保。

＜感染防止策＞

- ・発熱や感冒症状がある者の出演・参加の自粛、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴うイベントにあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等が実施されていること
- ・イベントの前後や休憩時間などにおける交流等を極力控えること
- ・可能であれば、同意を得た上で参加者の名簿を作成し連絡先等を把握するなどしておくこと

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（３）基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染の再流行を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「人との接触を８割減らす、１０のポイント」や、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止対策に取り組みながら生活を送るようお願いいたします。

（４）「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の３条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いいたします。

※ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店やライブハウス、スポーツジム等においてはクラスターが発生していること、不特定多数での会食やカラオケを行うことなどにはリスクが存在することに留意。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（５）各施設における感染防止対策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いいたします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の実践をお願いいたします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。

※ カラオケ、スポーツジムは5月25日にガイドラインを策定。接待を伴う飲食店及びライブハウスについては6月18日までにガイドラインを策定予定。

（６）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

【別紙】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

屋 外		屋 内								
運動施設 （屋外）	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 （スーパー等）	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場	
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限
	接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に2mを 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置、客と 客の間に仕切 り	入退出時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	真正面は避け る、客と客と の間に仕切り、 座席間隔を空 ける（1～2 m）	入退出時（行列 を含む）等に2 mを目安とした 人の距離
四方を空け た席配置			レジ等で間隔を 空ける（床に印 をつける等）	四方を空けた席 配置、展示配置 の工夫	四方を空けた 席配置、生徒 と生徒の間に 仕切り		座席間隔に 留意（2m を目安）			
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席、2方 向換気、密閉し た個室の使用回 避・定員の半分 での利用	頻繁な換気 （窓開け、 扇風機）
衛生対策・その他	マスク着用				マスク・フェイ スガード等着用	マスク着用		マスク・フェイス ガード等着用	マスク着用	
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける							大声での会話自粛、 音楽などの音を最 小限にし客同士が 大声で会話してい ないか確認
	スポーツ後の 飲み会等は 控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時手指衛生		
	施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス							大皿の自粛		
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック				—	酒類の提供 時間の配慮	（滞在時間が 長い場合） 入退場時体調 チェック	
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散										

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント等の開催基準について

令和 2 年 5 月 2 6 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の緊急事態宣言の解除を受け、6 月 1 日からの県主催のイベント等に係る開催基準等については、次のとおりとする。

基本的な考え方

- (1) 3 週間ごとに感染状況や感染拡大リスク等に注意しながら、次のとおり段階的に制限を緩和していく。

		イベントの開催 〔※屋内は収容人数の 50%又は人数上限のいずれか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔(できれば 2m)を確保〕
移行期間	ステップ① ～5/31	屋内:100 人 屋外:200 人
	ステップ① 6/1～6/18	
	ステップ② 6/19～7/9	屋内・屋外:1,000 人
	ステップ③ 7/10～7/31	屋内・屋外:5,000 人
期間後	8/1～	屋内:収容人数の 50% 屋外:上限なし

※ 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意。詳しくは、令和 2 年 5 月 2 5 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」を参照のこと

- (2) 6 月 1 日から県外への出張制限は終了しますが、1 8 日までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への出張については、真にやむを得ない場合を除き、避けること。

なお、「マスクの着用」や「手洗い」などをはじめとした基本的な感染対策の徹底に留意すること。

※ 今後も、感染の状況や国の対策等を見ながら、対応を見直していくこととする。